

## 1 トルコ共和国

### (1) 商標法の動向等

- 1) トルコ共和国では、1999年1月1日からマドリッド協定議定書が発効している。  
トルコ共和国は、マドリッド協定には加盟していない。
- 2) 現行トルコ共和国商標法（以下「商標法」という。）は、1995年6月27日に施行され、同年11月7日及び2004年に改正があり、最新の改正は2009年1月27日<sup>1</sup>である。最新の改正は、従前の商標権侵害についての刑事罰が違憲であるとの最高裁判決に基づき、国会の議決により商標法に刑事罰を規定したものである<sup>2</sup>。同時にインターネットにおける商標の侵害についても規定を追加している<sup>3</sup>。現行トルコ商標規則（以下「商標規則」という。）は、2005年4月9日施行のものであるが、公表されているサイトでは、トルコ語のものしか入手できない<sup>4</sup>。商標法条約への加盟に伴う改正と考えられる。

<sup>1</sup> WIPOホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Turkey

商標法 Laws →Main IP Laws: enacted by the Legislature→Law No. 5833 on Changes to the Decree Law on Protection of Trademarks(January 21, 2009)

[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=249413](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=249413) 2009年改正部分のみ。

2004年法は

商標法 Laws→IP Laws: issued by the Executive →Decree-Law No. 556 on the Protection of Trademarks(TR064) <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=10814>にあるが、トルコ語しか掲載されていない。ただし、2002年法からの変更を注記している Google 翻訳（日本語及び英語、Bize Ulaşın のホームページ）

<http://www.hukuk-i.com/index.php/kararnameler/57-markalarin-korunmasi-hakkinda-kanun-huekmuende-kararname>

によれば、2002年法からの変更は少ない。2002年法は、日本国特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度情報→トルコ→商標法（日本語）

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>

及びWIPOホームページ（英語）

商標法 Laws→IP Laws: issued by the Executive →Decree-Law No. 556 on the Protection of Trademarks(TR064) <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=7273>

なお、トルコ特許庁ホームページにも2002年版の英語の商標法が掲載されている。

[http://www.tpe.gov.tr/dosyalar/EN\\_khk/Trademark\\_DecreeLaw.pdf](http://www.tpe.gov.tr/dosyalar/EN_khk/Trademark_DecreeLaw.pdf)

<sup>2</sup> 特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国産業財産権制度・権利侵害ミニガイド→トルコ（侵害）<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/TURKEY.html>

（社）電子情報技術産業協会（JEITA）に対する政府模倣品・海賊版対策総合窓口「知的財産権の海外における侵害状況調査制度 調査結果回答」（平成22年10月15日）

<http://www.meti.go.jp/press/20101020002/20101020002-3.pdf>

マークアイ 2009年のIPニュース（2009年10月13日号）

<http://www.trademark.jp/ipnews/2009/1013.html> 他

<sup>3</sup> マークアイ 2009年のIPニュース（2009年10月13日号）

<http://www.trademark.jp/ipnews/2009/1013.html>

<sup>4</sup> WIPOホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Turkey

商標規則 Implementing Rules/Regulations → Implementing Regulations under Decree-Law No. 556 on Protection of Trademarks(April 9, 2005)

[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=242570](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=242570) トルコ語しか掲載されていない。

## (2) 商標の定義

- 1) 「商標」とは、商標又はサービスマークを意味し、保証商標及び団体商標<sup>5</sup>を含む(商標法2条(a))。

商標は、ある事業体の商品及びサービスを他の事業体の商品及びサービスから識別できる限り、視覚的に表示可能な如何なる種類の標識からも構成されることができ。例えば人名、意匠、文字、数字、商品包装の形及び同様の表示要素であって印刷により刊行及び複製可能な字句などである(商標法5条前段)。

商標は、製品又はその包装と共に登録することができるが、製品又は包装が登録されただけでは、これらに排他的権利は付与されない(商標法5条後段1文)。製品又は包装にも排他権が及ぶ場合には、登録証にその旨、明確に記載される(商標法5条後段2文)<sup>6</sup>。

### 2) 保証商標及び団体商標<sup>7</sup>

#### (a) 保証商標

保証商標は、標章の所有者の管理の下に、複数の事業者の商品又は役務の共通の性質、製造方法、原産地及び品質を保証するために使用される標章である(商標法54条1項)。つまり保証商標は、自己の商品の性質等を保証するものではなく、当該商品の性質や製造等について公益的な管理団体等が定める基準を遵守する生産者や事業者の商品に使用する権利が与えられるものであるため、保証商標

---

<sup>5</sup> 名称としては団体商標であるが、関係する事業者が共同で出願するものであり、共同商標というほうが適切かも知れないが、以下では団体商標で標記する。

出願関係でかなり変更された部分もあるが、相当部分は、条項番号は異なるが、従前と同様の規定である。従前の2005年改正前の商標規則は、日本国特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国知的財産権制度情報→トルコ→商標規則 <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (日本語) 及び WIPO ホームページ (英語)

商標規則 Implementing Rules/Regulations → Implementing Regulations under The Decree-Law No. 556 on the Protection of Trademarks(TR038) <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=7274>

トルコ特許庁ホームページ (英語)

[http://www.tpe.gov.tr/dosyalar/EN\\_khk/Trademark\\_Regulation.pdf](http://www.tpe.gov.tr/dosyalar/EN_khk/Trademark_Regulation.pdf) で見る事ができる。最新版は、Google 翻訳(日本語及び英語、TMMOB HARİTA VE KADASTRO MÜHENDİSLERİ ODASI のホームページ)を参照する。事務所名で検索し、検索結果画面でこのページの翻訳を選択する。

[http://translate.google.co.jp/translate?hl=ja&sl=tr&tl=ja&u=http%3A%2F%2Fwww.hkmo.org.tr%2Fmevzuat%2Fmevzuat\\_detay.php%3Fkod%3D11%26turu%3DYO%26tipi%3DMES](http://translate.google.co.jp/translate?hl=ja&sl=tr&tl=ja&u=http%3A%2F%2Fwww.hkmo.org.tr%2Fmevzuat%2Fmevzuat_detay.php%3Fkod%3D11%26turu%3DYO%26tipi%3DMES)

<sup>6</sup> 2004年追加。

<sup>7</sup> DERIS Law Firmホームページ→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ <http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>

の登録名義人又は当該登録名義人に経済的に依存又は関係する事業者は自己の商品や役務に保証商標を使用することはできない（商標法 54 条 2 項）。

当該標章の所有者が出願できる。保証機能は保証商標により達成されるので、証明商標（CertificationMark）等は存在しない<sup>8</sup>。

保証商標の登録には、商品又は役務に関する商標使用規則を併せて登録しなければならない（商標法 56 条 1 項）。商標使用規則には、規則に従わない利用者への罰則を含まなければならない（商標法 56 条 2 項）。

#### (b) 団体商標

団体商標は、生産者、製造者、流通事業者又は役務提供者のグループが使用する商標である（商標 55 条 1 項）。団体商標は、グループに属する事業者の商品又は役務を、他の事業者の商品又は役務と区別する（商標法 55 条 2 項）。団体商標は、関係する複数の事業者が共同で出願する（商標法 56 条 3 項）が、更新は共同出願人のうちの一人が行うことができる（商標法 56 条 4 項）。登録名義人は、自己の商品又は役務に当該商標を使用することができる。

団体商標の登録には、商標使用規則を併せて登録しなければならない（商標法 56 条 1 項）。商標使用規則には、当該商標を利用できる者を記載しなければならない（商標法 56 条 3 項）。

#### (c) 商標使用規則の更新等

- (i) 保証商標または団体商標の規則を変更するときはトルコ特許庁に申請しなければならない。変更が、商標法 56 条の規定を満たさない場合、公序良俗に反する場合には、変更は認められない（商標法 57 条）。
- (ii) 保証商標または団体商標の出願に際して提出された商標使用規則が商標法 56 条を満たさない場合には、トルコ特許庁は出願人に通知する。通知から 6 カ月以内に出願人が補正しない場合には、出願は拒絶される（商標法 58 条）。
- (iii) 保証商標または団体商標の使用者が、商標使用規則に従っていない場合には、裁判所は、申立てにより、期限を定めて是正を促す。当該期間内に規則違反が是正されない場合には、登録が無効となる（商標法 59 条）。

### (3) 方式要件

国際登録の領域指定については、マドリッド協定議定書及び標章の国際登録に関する

---

<sup>8</sup> 同上

マドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則が適用される（商標規則 32 条）。

国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日）から、国内の商標登録出願と同一の効力を有する（議定書 4 条 (1)(a)）。

しかし、国際登録の領域指定における方式要件についての特別の規定は設けられていない。出願書類（MM2）の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

#### 出願書類（MM2）の記載

##### (1)出願人

自然人の氏名又は法人の名称の他、国籍の記載が要求される（商標規則7条c）。

##### (2)マーク

商標の定義は、(2) 1)記載のとおりである。国内出願においては、広告の使用例又は複製の添付が要求されるが、国際登録の領域指定の場合には、MM2 第 7 欄「THE MARK」の記載でよいと考えられる。

##### (3)標準文字制度

標準文字制度についての規定はない。

日本語の漢字・片仮名・平仮名のマークについては、文字商標ではなく、図形商標とみなされると考えられる。日本語のみからなる商標であるという事由では暫定拒絶とはならない<sup>9</sup>が他方、読みの音についての保護を求める場合には、別に文字商標の出願をすることが望ましいと考えられる。

##### (4)色彩に係る主張

特段の規定はない。

##### (5)標章音訳

ラテン文字以外の文字からなる商標については、ラテン文字の記載が要求される（商標規則 7 条(h)）。ラテン文字以外の文字からなる商標については、マドリッド共通規則<sup>10</sup>に従って必ずMM2 の第 9 (a) 欄にラテン文字を記載しなければならない。

##### (6)標章の翻訳

特段の規定はない。日本語からなる商標について翻訳を記載していなくても暫定拒絶は出ていない<sup>11</sup>。

##### (7)商標が意味を持たない造語を含む場合

特段の規定はない。

<sup>9</sup> 国際登録番号 1049145「豊天」データベースROMARINの書誌画面ではNo verbal element foundと表示される。トルコでは、暫定的拒絶の通報が発行されることなく登録されている。

<sup>10</sup> 第 9 規則(4)(a)(xii)

<sup>11</sup> 注 9 と同じ。

#### (8)立体商標

立体商標の登録は認められていない<sup>12</sup>。立体的な製品またはその包装を標章とともに登録することは認められているが、その場合においても、製品または包装に排他的権利は認められない（商標法 5 条）。

#### (9)団体商標

トルコ特許庁から暫定的拒絶の通報の発送の日<sup>13</sup>から 2 カ月以内に、当該団体商標の使用に関する規則をトルコ特許庁に直接送付しなければならない<sup>14</sup>。当該規則には、団体商標の使用許諾を受けられる者が規定されていなければならない<sup>15</sup>（商標法 56 条 3 項）。

#### (10)標章の記述(説明)

特段の規定はない。

#### (11)標章の称呼

特段の規定はない。

#### (12)ディスクレーム制度

特段の規定はない。

なお、立体的な製品またはその包装を標章とともに登録することは認められているが、その場合においても、標章以外の製品または包装の部分には、排他的権利は認められない（商標法 5 条）。

#### (13)商品及び役務

ニース分類に従って商品及び役務を分類する（商標法 24 条、商標規則 11 条 1 項）。ニース分類のすべての類の表題（headings）を受け付ける<sup>16</sup>。ただし、商品及び役務の範囲が広すぎる又は一般的にすぎると判断された場合には、それぞれの商品又は役務について説明が求められる。トルコ特許庁の暫定的拒絶の通報の発送の日から 2 カ月以内に受理又は補正されない場合にはトルコ特許庁への国際登録の領域指定についての保護は認められなくなる（商標法 11 条 3 項<sup>17</sup>）。トルコではニース分類に基

---

<sup>12</sup> DERIS Law Firmホームページ→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ <http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>

<sup>13</sup> 暫定的拒絶の通報のサンプル「General Information」の欄参照。

<sup>14</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→Miscellaneous <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=misc>

<sup>15</sup> 旧商標規則 12 条(g)には、商標使用規則の認証や記載事項について詳細な規定があったが、2005 年規則 7 条では見当たらない。

<sup>16</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→Miscellaneous <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=misc>

<sup>17</sup> DERIS Law Firmホームページ→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ <http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>

づくサブクラスが設けられており、同一サブクラスに属するものは類似と判断されるので、商品及び役務の名称をサブクラスに合わせて、詳細に説明することが求められる<sup>18</sup>。商品又は役務の広い範囲の指定は認められるが、多くのサブクラスを含む場合には、拒絶される可能性が高くなる<sup>19</sup>。

#### (14)使用の意思の宣言

使用の意思の宣言書の提出を求める共通規則 7 規則(2)に基づく宣言はしていないので、不要である<sup>20</sup>。

#### (15)その他

国内出願の場合においては、出願人の事業活動の証拠書類の提出が要求される（商標法 23 条h）。ただし、当該事業活動の証拠書類は、本国における商標出願の証明付謄本をもって代えることができるとされている<sup>21</sup>ので、国際登録の領域指定の場合には提出は不要と考えられる。仮に、トルコ特許庁から提出を求められた場合には、トルコ特許庁からの通知日から 2 カ月以内に提出しなければならない（商標規則 12 条 1 項<sup>22</sup>）。

国内出願については、パリ条約に基づく優先権を主張する場合には、出願において優先権主張を行うとともに、優先権証明書を出願日から 3 カ月以内に提出しなければならない（商標法 25 条、28 条 1 項）が、国際登録の領域指定については、議定書 4 条 2 項<sup>23</sup>に基づき、証明書類の提出は不要であり、MM2 第 6 欄「PRIORITY

---

<sup>18</sup> 同上

<sup>19</sup> 同上

<sup>20</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations  
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

<sup>21</sup> 特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国産業財産権制度・権利侵害ミニガイド→トルコ（制度）<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>

<sup>22</sup> DERIS Law Firmホームページ→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ <http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>

<sup>23</sup> 議定書 4 条 2 項「すべての国際登録について、その名義人は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条Dに定める手続に従うことを要することなく、同条に定める優先権を有する。」

#### パリ条約第 4 条 D

「(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。

(2) (1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載する。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む。)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後に出願の日から 3 箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。

CLAIMED」の記載でよいと考えられる。

---

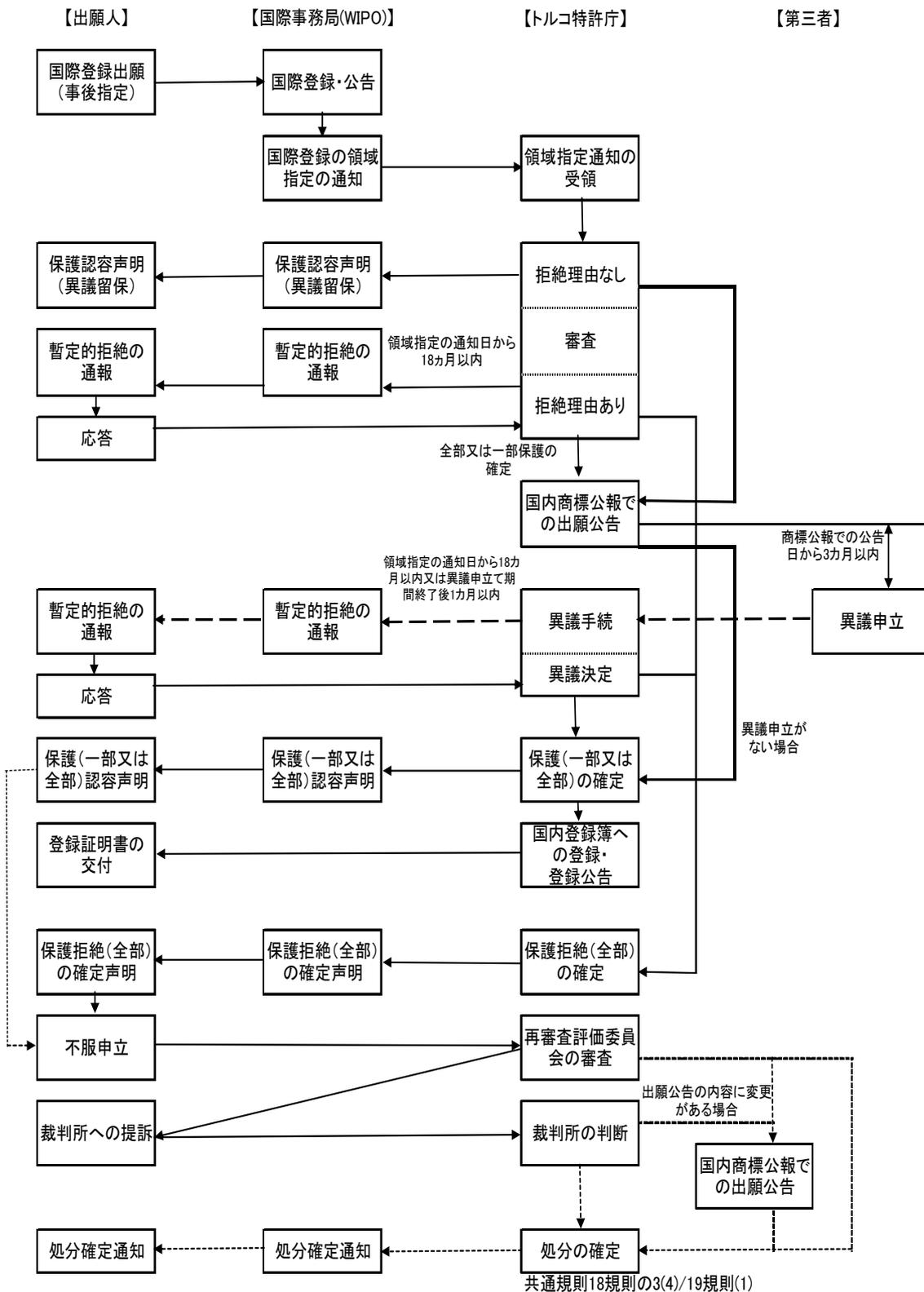
(4) 出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかった場合の効果を定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。

(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2)に定める方法で公表される。」

#### (4) 審査

##### ① 実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。



- 1) 商標法 4 条は、「トルコ共和国の法律の規定により施行されている国際協定の規定が、本法よりも有利な条件を提供する場合、第 3 条にいう者（注：商標法による保護適格者）は、当該優遇条件による処遇を請求することができる。」と規定しており、また、商標規則 32 条は、国際登録の領域指定についてはマドリッド協定議定書及び共通規則が適用されると規定している。したがって、マドリッド協定議定書 4 条(1)(a)に基づき、国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日）から、国内の登録商標と同一の効力を有し、国際登録の領域指定については、商標法が準用される。
- 2) トルコ特許庁は、国際登録の領域指定の通知を受領した場合には、絶対的拒絶理由についてのみ、その登録可能性について審査する<sup>24</sup>（商標法 32 条、同法 7 条）。なお、トルコ特許庁において拒絶理由がないと判断された場合の後述の公告とは別に、国際事務局からの当該国際登録の領域指定は商標公報に公告される<sup>25</sup>。
- 3) トルコ特許庁は、国際登録の領域指定にかかる商標はトルコでは登録できないと判断した場合には、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（商標規則 32 条、マドリッド協定議定書 5 条(1)）。当該通報は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（マドリッド協定議定書 5 条(3)）。国際登録の名義人は、暫定的拒絶の通報に対して応答（appeal）することができる（商標法 47 条）。国際事務局への暫定的拒絶の通報の送付は、トルコ特許庁が、国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 カ月以内に行なわれる<sup>26</sup>（商標規則 32 条、マドリッド協定議定書 5 条(2)(b)、(c)）。
- 4) トルコ特許庁が、国際登録の領域指定にはトルコにおいて保護が拒絶されるべき理由がないと判断したときは、国際事務局に「異議申立を留保した保護声明書」を送付（共通規則 18 規則の 2(1)）し、当該国際登録の領域指定は商標公報<sup>27</sup>に公告され

<sup>24</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=designated>

<sup>25</sup> 同上。

<sup>26</sup> トルコは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言、および、当該 18 カ月経過後に異議申立に基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言をしている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations  
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

<sup>27</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=designated>  
The Official Trade/Service Mark Bulletin in Turkey . DERIS Law Firm ホームページ  
→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ

る（商標法 33 条）。「異議申立を留保した保護声明書」は、国際事務局から当該国際登録の名義人に送付される（共通規則 18 規則の 2(2)）。

- 5) 国際登録の領域指定が商標公報に公告された日から 3 カ月以内に、トルコにおける国際登録の領域指定の保護について、異議申立ができる（商標法 34 条、35 条 1 項）。異議申立には、理由を付さなければならない（商標法 35 条 3 項）。

国際登録の領域指定の保護に異議が申し立てられたときは、トルコ特許庁は、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（商標法 36 条 3 項、マドリッド協定議定書 5 条(2)）。

- 6) 国際登録の領域指定について、審査官の審査が拒絶理由を発見することなく終了し、国際事務局に「異議申立を留保した保護声明書」が送付（共通規則 18 規則の 2(1)）された後、異議申立てがないまま異議申立期間が経過したときは、トルコ特許庁は、速やかに、国際事務局に、当該国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知を送付する（共通規則 18 規則の 3(1)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

- 7) 暫定的拒絶の通報に対する応答（**appeal**）は、国際事務局による暫定的拒絶の通報の発送の日から 2 カ月以内に現地代理人を通じて提出されなければならない<sup>28</sup>（商標法 47 条、49 条、80 条）。トルコ特許庁の審査に基づく場合も、異議申立に基づく場合も同じであり、期間の延長は認められない<sup>29</sup>。

暫定的拒絶の通報について国際事務局の発送の日から 2 カ月以内に応答（**appeal**）がない場合には、トルコ特許庁は、国際事務局を経由して国際登録の領域指定の一部保護又は全部拒絶の通報を国際登録名義人に送付する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)、(5)）。

- 8) 暫定的拒絶の通報に対して応答（**appeal**）をした場合において、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、トルコ特許庁は、その旨国際事務局に通知する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

## ② 審査内容

トルコ特許庁は、異議申立がない限り、絶対的拒絶理由についてのみ審査を行う<sup>30</sup>（商

---

<http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>

<sup>28</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=designated>

<sup>29</sup> 同上。

<sup>30</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Designated Office

標法 32 条、同法 7 条)。ただし、「同一又は同種の製品又は役務について出願日以前に登録され又は出願されている商標と識別できない商標（同一又は混同を生じる商標）」は、絶対的拒絶理由に基づき拒絶される（商標法 7 条 1 項(b)）。

### ③ 暫定的拒絶通報の期間

トルコ特許庁は、国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月以内に国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（マドリッド協定議定書 5 条(2)(b)）。

なお、マドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言を行っている<sup>31</sup>ので、異議に基づく拒絶の可能性が通知されている場合には、18 カ月の暫定的拒絶の通報の期間経過後であっても拒絶される可能性は残っている。

### ④ 絶対的拒絶理由の内容

次の商標は登録することができない<sup>32</sup>（商標法 7 条 1 項）。

ただし、1)、3)及び4)の商標は、登録前に使用されていて当該使用を通じて登録対象の商品及び役務についての識別性を獲得している場合には登録される（商標法 7 条 2 項）。

- 1) 商標の定義（商標法5条）を満たさない標識
- 2) 同一又は同種の製品又は役務について出願日以前に登録され又は出願されている商標と識別できない商標（同一又は混同を生じる商標）
- 3) 種類、特徴、品質、数量、用途、価格若しくは原産地表示のために、又は商品生産若しくは役務提供の日時の指定、その他商品及び役務の特徴の指定のために、取引上使用される標識又は表示のみからなる商標
- 4) 手工芸職人、専門職人若しくは事業者の特定集団を識別するために使用される標識及び名称又は現行の商慣習において慣用語となっている標識及び名称のみからなる商標
- 5) 製品の性質から生じる形状、技術的成果を取得するために必要な形状又は製品に実質的な価値を与える形状を含む商標
- 6) 商品及びサービスの性質、品質、産地又は原産地表示等について公衆を欺くような性質の商標
- 7) 管轄官庁により出願が許可されておらずパリ条約第6条の3の規定により拒絶されるべき商標

---

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=designated>

<sup>31</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations

<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

<sup>32</sup> 暫定的拒絶の通報を参照。例えば、国際登録 750349”interstuhl”

<http://www.wipo.int/romarin/pdf/68/11/6811690.pdf>

- 8) パリ条約第6条の3に規定するもの以外の記章、紋章、紋章盾であって管轄官庁により出願が許可されていない特別の歴史的又は文化的な公共の価値を有する商標
  - 9) 商標権者から出願が許可されていない商標及びパリ条約第6条の2の規定の範囲に属する周知商標
  - 10) 宗教的象徴を含む商標
  - 11) 公序良俗に反する商標
- ⑤ 相対的拒絶理由の内容
- 次の商標は登録されない<sup>33</sup>。
- 1) 出願人又は登録商標権者からの異議申立（商標法8条1項）
    - (a) 国際登録の領域指定の前に出願され又は登録されている同一商標で、同一の商品及び役務について登録されている場合
    - (b) 国際登録の領域指定の前に出願され又は登録されている同一又は類似の商標で、同一又は類似の商品及び役務について登録されているものと混同のおそれがある場合。混同のおそれには、関連性を連想させる場合を含む。
  - 2) 商標の所有者からの異議申立（商標法8条2項）
 

商標の所有者の商標について、商標の所有者の代理人又は販売代理店が、商標の所有者の同意を得ないで、かつ正当な理由なく、自己の名義で出願している場合。
  - 3) 未登録の商標の所有者又は取引上使用される他の標識の所有者からの異議申立（商標法8条3項）
    - (a) 標識についての権利が、国際登録日（事後指定の場合は、事後指定日）又は当該国際登録の領域指定において主張されている優先日前に取得されている場合で、
    - (b) 標識についての権利が、その所有者に他人が商標を使用することを禁止することができる権利を付与するものである場合
  - 4) 出願人又は登録商標権者からの異議申立（商標法8条4項）
 

国際登録の領域指定前に出願され又は登録されている商標（先行商標）で指定された商品及び役務以外を指定しているが、先行商標が知名度を有し、国際登録の領域指定に係る商標を正当な理由なく使用すると、先行商標の識別性や名声から不当な利益を得、又はこれらを害することになる商標
  - 5) 氏名・肖像・著作権・産業財産権の権利者からの異議申立（商標法8条5項）
 

異議申立にかかる第三者の氏名若しくは肖像を含む商標又は著作権若しくは産業財産権を侵害する商標
  - 6) あらゆる異議申立（商標法8条6項、7項）
    - (a) 団体商標又は保証商標と同一又は類似のものは、当該団体商標又は保証商標の

<sup>33</sup> 暫定的拒絶の通報を参照。例えば、国際登録 1082325”sugar pink”  
<http://www.wipo.int/romarin/pdf/68/12/6812823.pdf>

期間満了後3年間は登録されない。

- (b) 更新されていない商標と同一又は類似の商品及び役務を指定した同一又は類似の商標は、更新されていない商標の期間満了後2年間は登録されない。

#### (5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

- ① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶/一部拒絶の取扱い
- 1) トルコからの国際登録出願は英語による<sup>34</sup>こととされており、暫定的拒絶の通報も英語でなされている。
  - 2) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部拒絶<sup>35</sup>とがある。少なくとも、異議手続においては、指定商品及び役務の一部についての登録拒絶又は取消しが認められている（商標法 36 条 3 段落）。
  - 3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

---

<sup>34</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Office of Origin  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=origin>

<sup>35</sup> トルコ特許庁の暫定的拒絶の通報参照。例えば、国際登録 750349"interstuhl"  
<http://www.wipo.int/romarin/pdf/68/11/6811690.pdf>（全部拒絶）、国際登録  
1065076"SPRINTY" <http://www.wipo.int/romarin/pdf/68/31/6831031.pdf>（部分拒絶）

**TURKISH PATENT INSTITUTE  
TRADEMARKS DEPARTMENT**



**PROTOCOL RELATING TO THE MADRID AGREEMENT CONCERNING  
THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARKS**

**Notification of a refusal of protection not based on an opposition pursuant to Rule  
17(2) of the Common Regulations.**

**Our reference: 2010/10695 GI**

<p>I- Name and address of the Office making the notification: <b>TURKISH PATENT INSTITUTE</b> <b>Trademarks Department</b> <b>Hipodrom Caddesi No: 115</b> <b>06330 Yenimahalle ANKARA</b> <b>TURKEY</b></p> <p style="text-align: right;"><b>Telephone:+90 312 3031000</b> <b>Telefax :+90 312 3031333</b></p>	<p>トルコ特許庁商標課の表示 及び対象商標バーコード</p> <p>商標の国際登録に関する マドリッド議定書の表示</p> <p>拒絶通知:議定書の共通規則 17 規則(2)に基づく</p> <p>庁内整理番号</p> <p>拒絶を発する機関の表記: トルコ特許庁商標課 住所、電話番号、FAX 記載</p>
<p>II- The international registration which is the subject of the refusal: <input type="text"/></p>	<p>国際登録番号の記載</p>
<p>III- Name and address of the holder of the international registration which is the subject of the refusal: <input type="text"/></p>	<p>国際登録の名義人の 名称及び住所</p>
<p>IV- Provisions of the Decree-Law No:556 pertaining to the Protection of Trademarks:7/1(b) (The relevant provisions of the Turkish Trademarks Act are enclosed.)</p>	<p>トルコ 商標 保護 の 法律 No.556 の 条文 (トルコ商標 法 の 関連 条文 を 同封)。別 の ケース では、異議申立人 の 名 称 と 住所 の 記載。</p>
<p>V- Grounds for provisional refusal: 7/1(b) Trademarks identical or confusingly similar with a trademark registered earlier or with an earlier filing date for registration in respect of an identical or same type of product or services.</p> <p><b>National registration/application number(s) ;</b> <input type="text"/></p>	<p>拒絶理由の記載:本ケースで は、商標法 7/1(b) 及び国内の先願商標の出願 番号の記載</p>
<p>VI- <b>Goods and Services Effected by the Refusal</b> <b>Provisional refusal for some of goods and services</b> CLASS 2 : Paints, varnishes, thinners, dyestuffs.</p>	<p>拒絶となる商品/役務の記載</p>

VII- GENERAL INFORMATION:

Appeals may be lodged against the refusals of the Institute.

The holder of the international registration may lodge an appeal against this provisional refusal. The appeal has to be lodged through the intermediary of a representative who must be registered as a trademark agent at TPI and who is domiciled in Turkey. The appeal must be received by the Turkish Patent Institute no later than 2 months after the notification date of this provisional refusal by WIPO to the applicant or his representative. If no appeal is received within this time limit, the designation will be considered as refusal of protection in Turkey in accordance with this provisional refusal.

If the designation is accepted subsequent to an appeal, the designation will be published in Turkish Official Trademark Bulletin. This allows -3 months from the date of publication – a party to file an opposition, which means that the designation may be the subject of a further refusal.

拒絶への応答

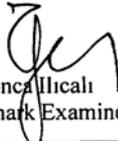
- ①期限: WIPO が拒絶通知を  
発出した日から 2 ヶ月以内
- ②応答は、トルコ特許庁に代  
理人として登録されている、  
トルコ在住の代理人を介し  
て提出。
- ③期限内の応答がなければ、  
自動的に最終拒絶となる。
- ④応答後の決定は、商標公報  
に掲載され、3 ヶ月間は第三  
者による異議申立期間とな  
る。

VIII- Notification Date of Refusal (ddmmyyy): 10.05.2010

拒絶通報日の記載

IV- Signature by the Office:

TURKISH PATENT INSTITUTE  
TRADEMARKS DEPARTMENT

  
Gonca Ilıcaltı  
Trademark Examiner

拒絶通報担当審査官の名前  
とサイン

Number of continuation sheets: 2

**TURKISH PATENT INSTITUTE**  
**Detailed Trademark Information**

**National Application Number**  
**National Registration Number**  
**Mark**

**Date of National Application** : 25/04/1994  
**Protection Date** : 25/04/2004



拒絶理由として引用される  
先願商標の詳細

国内出願番号、出願日、登録  
番号、登録日、商標の記載

**Holders :**

**Name :**   
**Address :**

先願商標の名義人の名称、  
住所の記載

**Nice Classification :**

01 , 02

**List of goods and/or services :**

先願商標のニース分類の記  
載

Boyalar, vernikler, tinerler, renklendirici maddeler, ham halde tabii reçineler, yarı mamul sentetik reçineler.

**RELEVANT SECTIONS OF THE  
DECREE-LAW NO.556 PERTAINING TO  
THE PROTECTION OF TRADEMARKS**

商標保護に関する法律 NO.556  
の関連条文  
特に拒絶の根拠に関する条文

**SECTION TWO**

**Signs of Which a Trademark May Consist and Means Whereby a Trademark is Obtained**

**Signs of Which a Trademark May Consist**

**Article 5** - A trademark, provided that it is capable of distinguishing the goods and services of one undertaking from the goods and services of other undertakings, may consist of all kinds of signs being represented graphically such as words, including personal names, designs, letters, numerals, *shape of the goods or their packaging* and similarly descriptive means capable of being published and reproduced by printing.

Trademark may be registered along with the product or the packaging. However, the registration of the product or the packaging does not grant exclusive rights.

**Means Whereby a Trademark Right is Obtained**

**Article 6** - Protection for a trademark under this Decree Having the Power of Law is obtained by registration.

**Absolute Grounds for Refusal for Registry of a Trademark**

**Article 7** - Following signs shall not be registered as a trademark:

- a) signs which do not conform with the provisions of Article 5,
- b) trademarks identical or confusingly similar with a trademark registered earlier or with an earlier date of application for registration in respect of an identical or same type of product or services,
- c) trademarks which consist exclusively of signs or indications which serve in trade to indicate the kind, characteristics, quality, intended purpose, value, geographical origin, or designate the time of production of the goods or of rendering of the service or other characteristics of goods or services,
- d) trademarks which consist exclusively of signs and names used to distinguish specific groups of craftsmen, professionals or tradesmen or have become customary in the current and established practices of the trade,
- e) signs containing the shape of the product which results from the nature of the good, which is necessary to obtain a technical result or which gives substantial value to the good,
- f) trademarks which are of such a nature as to deceive the public, such as to the nature, quality, place of production or geographical origin of the goods and services,
- g) trademarks which have not been authorised by the competent authorities and are to be refused pursuant to Article 6ter of the Paris Convention,
- h) trademarks containing badges, emblems or escutcheons other than those covered by Article 6ter of the Paris Convention which have not been authorised by the competent authorities and are of particular historical and cultural public interest,
- i) trademarks which have not been authorised by their owners, well known marks according to 6bis of the Paris Convention,
- j) trademarks which contain religious symbols,
- k) trademarks which contrary to public policy and to accepted principles of morality.

The provisions of (a), (c) & (d) can not be invoked to refuse the registration of a trademark which has been used before the registration and has acquired through this usage distinctive character in respect of the goods and services for which it is to be registered.

**PART SIX**  
**Appeals Against the Decisions of the Institute**

商標保護に関する法律 NO.556  
の関連条文  
特に拒絶の応答に関する条文

**Appeals**

**Article 47** - Appeals may be placed against the decisions of the Institute.

Where an appeal is made for an interim decision, a separate appeal shall be allowed upon decision becoming final.

**Persons Entitled to Appeal**

**Article 48** - Any party adversely affected by a decision of the Institute may appeal. Others party to the procedures with respect to the decisions shall have natural right of appeal

**Form of Appeal**

**Article 49** - Notice of appeal must be filed in writing at the Institute within two months after the date of notification of the decision. The fee for appeal has to be paid when filing of the notice for the appeal to be examined. The grounds for appeal must be filed in a written statement within two months of the notification of the decision. Where the statement of grounds for appeal has not been submitted within this period the appeal shall be deemed not to have been filed.

**Rectifying a Decision**

**Article 50** - The related department of the Institute upon deciding that the appeal is true and right may rectify its decision. This shall not apply where the appellant is opposed by another party to the proceedings.

If the appeal is not found acceptable by the related department, the appeal shall be forwarded to the Re-examination and Evaluation Board by the department without comment as to its merits.

**Examination of Appeals**

**Article 51** - The Re-examination and Evaluation Board shall consider the appeal if the appeal is admissible.

The Re-examination and Evaluation Board shall invite the parties to submit their observations within the period prescribed by the Implementing Regulation, on the observations of the other parties or those of itself.

**Decision in Respect of Appeal**

**Article 52** - After the examination, the Re-examination and Evaluation Board shall deliver its decision.

**PART NINE**  
**Persons Authorized to Act and Trademark Agents**

**Persons Authorized to Act**

**Article 80** - The following are authorised to act before the Institute with respect to trademarks:

- a) natural or legal persons who have filed the application. Legal persons may only be represented by those duly empowered by their respective authorised bodies.
- b) trademark agents.

Those who are domiciled outside the country can only be represented by trademark agents.

Where an agent has been appointed, all procedures are executed through the agent. All notices made to the agent shall be considered to have been made to the assignee.

## ② 暫定的拒絶通報への応答期間

暫定的拒絶の通報に対する応答（**appeal**）は、国際事務局による暫定的拒絶の通報の発送の日から2カ月以内に現地代理人を通じて提出されなければならない<sup>36</sup>（商標法47条、49条、80条）。トルコ特許庁の審査に基づく場合も、異議申立に基づく場合も同じであり、期間の延長は認められない<sup>37</sup>。

暫定的拒絶の通報について国際事務局の発送の日から2カ月以内に応答（**appeal**）がない場合には、トルコ特許庁は、国際事務局を経由して、当該国際登録の領域指定の一部保護又は全部拒絶の通報を国際登録名義人に送付する（共通規則18規則の3(2)、(3)、(5)）。

## ③ 現地代理人の必要性の有無

国外居住者は、商標代理人によってのみ代理することができる<sup>38</sup>（商標法80条2項）。商標代理人は、トルコ特許庁に商標代理人として登録されており、トルコ国内に居住するものでなければならない<sup>39</sup>。

代理人が任命されている場合は、すべての手続は代理人を通じて行うものとし、代理人宛になされるすべての通知は、本人に宛てられたものとみなされる（商標法80条3項）。

## ④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

名義人本人が指定商品・役務の補正手続を行うことができる場合は、その方法、様式、提出先等

国際登録の名義人本人が直接トルコ特許庁に対して応答することはできない（上記③参照）。名義人が直接国際事務局を通じて手続する場合は、後記⑤3)参照。

## ⑤ 暫定的拒絶通報に対しトルコ特許庁に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

### 1) 暫定的拒絶の通報に応答しない場合

---

<sup>36</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=designated>

<sup>37</sup> 同上。

<sup>38</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=designated>

<sup>39</sup> トルコ特許庁の暫定的拒絶の通報参照。例えば、国際登録750349"interstuhl"  
<http://www.wipo.int/romarin/pdf/68/11/6811690.pdf>

トルコ特許庁の暫定的拒絶の通報について、国際事務局の発送の日から 2 カ月以内に応答 (appeal) がない場合には、トルコ特許庁は、国際事務局を経由して、当該国際登録の領域指定の一部保護又は全部拒絶の通報を国際登録名義人に送付する (共通規則 18 規則の 3(2)、(3)、(5))。

2) 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の拒絶が確定した場合には、トルコ特許庁は、その旨国際事務局に通知する (共通規則 18 規則の 3(2)、(3))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される (共通規則 18 規則の 3(5))。

3) 暫定的拒絶の通報に直接応答することに代えて国際事務局に商品又は役務の限定の申請をした場合

国際登録の領域指定の全部又は一部の指定商品・役務が、限縮 (国際登録各種様式 MM6)、放棄 (同 MM7)、取消 (同 MM8) 又はその他により取消された場合には、トルコにおいては、国際登録の領域指定の取下げ又は範囲の変更とみなされると考えられる (商標法 37 条)。したがって、国際登録の領域指定に係る指定商品・役務の減縮 (MM6) により、暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消していれば、登録は認められると考えられる。

ただし、当該変更が国際事務局から通知されるのが暫定的拒絶の通報の応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があるため、当該変更を申請した旨を通知しておくことが望ましい。しかしながら、英文での直接の通知をトルコ特許庁が考慮してくれるかどうかは不明である。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

1) 国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日 (事後指定の場合は事後指定の日) から、国内の登録商標と同一の効力を有し、国際登録の領域指定については、商標法が準用される (商標法 4 条、商標規則 32 条)。

トルコ特許庁が、国際登録の領域指定について、トルコにおいて拒絶する理由がないと判断したときは、国際事務局に「異議申立を留保した保護声明書」を送付し (共通規則 18 規則の 2(1))、その旨がトルコの商標公報<sup>40</sup>に公告される<sup>41</sup> (商標法 33 条)。

「異議申立を留保した保護声明書」は、国際事務局から当該国際登録の名義人に送付

<sup>40</sup> The Official Trade/Service Mark Bulletin in Turkey . DERIS Law Firmホームページ  
→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ  
<http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>

<sup>41</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=designated>

される（共通規則 18 規則の 2(2)）。

出願公告は月に 1 回商標公報に掲載され、出願日（国際登録日又は事後指定日）及び出願番号（国際登録番号）、出願人の名称及び住所、商標見本、商品及び役務の一覧及び区分、代理人に関する情報等が掲載される（商標規則 13 条、改正前 16 条）。月 1 回の他、随時公告することができる（商標規則 13 条）。

- 2) 国際登録の領域指定が商標公報に公告された日から3カ月以内に、トルコにおける国際登録の領域指定の保護について、いかなる個人又は法人又は製造業者、生産者、役務の提供者、商社若しくは消費者を代表する団体<sup>42</sup>も、異議申立ができる（商標法 35条1項）。なお、公告後、トルコ特許庁における手続きの当事者ではない第三者は、絶対的拒絶理由該当についての意見を提出することができる（商標法34条）。
- 3) トルコ特許庁は異議申立に理由があると認めるときは、国際登録の領域指定のトルコにおける保護を拒絶する（商標規則34条2項、改正前32条2項）。国際登録の領域指定が拒絶されたときは、トルコ特許庁は、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（商標法32条、マドリッド協定議定書5条(2)）。
- 4) トルコ特許庁は、「異議申立を留保した保護声明書」を送付（共通規則18規則の2(1)）した場合において、当該国際登録の領域指定の商標公報への公告後、異議申立がない場合には、できる限り速やかに、トルコにおける国際登録の対象となっている標章に保護を与える旨の声明を国際事務局に送付する（マドリッド共通規則第18規則の3(1)）。
- 5) 暫定的拒絶通報送付後、国際登録の名義人が応答（appeal）し、国際登録の名義人の主張が認められた場合、トルコ特許庁は国際登録の領域指定を商標公報に公告する。当該国際登録の領域指定の商標公報への公告後異議申立がない場合には、国際事務局に次のいずれかを送付する（マドリッド共通規則第18規則の3(2)）。暫定的拒絶の通報の送付の有無にかかわらず、国際登録の領域指定を商標公告した場合において、異議申立が棄却された場合も同様である。
  - (i) 暫定的拒絶は撤回され、当該標章には、保護を求めた全ての商品及び役務について当該締約国における保護が与えられる旨の声明、又は、
  - (ii) 当該締約国において標章の保護が与えられる商品及び役務を表示した声明

当該通知は、国際事務局から国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

---

<sup>42</sup> 無効訴訟（商標法 43 条）のような規定はない。The Official Trade/Service Mark Bulletin in Turkey . DERIS Law Firmホームページ→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ <http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>参照。なお、特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国産業財産権制度・権利侵害ミニガイド→トルコ（制度）<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>は、「利害関係者」とする。

## (7) 登録

### ① 登録簿

- 1) トルコ特許庁が、国際登録の領域指定の保護をトルコにおいて拒絶する理由がないと判断し、当該国際登録の領域指定が商標公報に公告された後、所定の期間内に異議申立がない、又は異議申立が棄却されたときは、当該国際登録の領域指定を登録する旨商標公報に公告される<sup>43</sup>（商標法 39 条 3 項、商標規則 14 条 1 項、改正前 17 条）。明文の規定はないが、トルコの国内登録簿にも登録（商標法 39 条 1 項）されると考えられる<sup>44</sup>。

登録公告は 2 カ月に 1 回行われ（商標規則 14 条 1 項、改正前 17 条）、公告には、国際登録の領域指定の保護の確定日、商標見本、出願日（国際登録日又は事後指定日）、商標使用対象の商品又は役務、商品又は役務の区分、商標権者の名称、国籍、該当する場合には、商標又は指定商品及び役務に関する（出願公告からの）変更、代理人の氏名又は法人の名称、住所及び国籍等が掲載される（商標法 39 条 3 項、2 項、商標規則 14 条 2 項）。

- 2) 国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日）から、国内の登録商標と同一の効力を有し、国際登録の領域指定については、商標法が準用される（マドリッド協定議定書 4 条(1)(a)、商標法 4 条、商標規則 32 条）。国内出願の場合は、商標による保護は登録により取得され（商標法 6 条）、第三者への効力は、商標登録の公告日から生じる（商標法 9 条 3 項）。国際登録については、国際登録の領域指定の保護の確定が商標公報に公告されたときから生じると考えられる。
- 3) 国際登録に関する更新、商標の譲渡等の国際事務局からの通報は、トルコの商標公報で公告される<sup>45</sup>（譲渡について商標法 16 条 5 項）。出願人の住所変更についても同

---

<sup>43</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=designated>

<sup>44</sup> DERIS Law Firmホームページ→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ <http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx> 出願人の住所等の変更の登録について、次のように、トルコ特許庁において、国際登録にも住所変更が記録される旨記載されている。「In case there exist international registrations designating Turkey via Madrid Protocol, the Turkish Patent Institute requests the trademark holder to file for the recordal of the change of status before the WIPO first and submit the WIPO documents to the Turkish Patent Institute in order to complete the recordal of change of status against all Turkish trademarks and international trademarks extending Turkey.」

<sup>45</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→As Designated Office

様である<sup>46</sup>（商標法 39 条 4 項、2 項）。

## ② 登録証書の発行

トルコ国内登録については、国内登録簿に記載されるとともに、商標登録証が交付される（商標法 39 条 1 項）。国際登録の領域指定についても、前記（7）① 1)のとおり、国内登録簿には登録されると考えられるので、トルコ特許庁から商標登録証が交付されると考えられるが、確認はできていない。

## （8） 登録後の注意事項

### 1) 譲渡

商標の譲渡は、国内登録簿に掲載され、公告されない限り、善意の第三者に対して行使することができない（商標法 16 条 6 項）。

商標の譲渡の性質が、登録対象である商品及び役務の性質、品質又は原産地表示につき公衆に誤解を与えるようなものである場合は、トルコ特許庁は、譲受人が登録について誤解を与える可能性のない商品及び役務に限定することに同意しない限り、移転を登録しない（商標法 16 条 4 項）。

なお、資産及び負債を伴う事業全体の移転は、別段の規定がなければ、当該事業体の商標権を含むとされる（商標法 16 条 2 項）。

国際登録の領域指定についても、上記条件を満たさない場合には、商標公報に公告されず、譲受人が保護を受けられない可能性がある。

### 2) 使用許諾（ライセンス）

登録商標の権利は、登録対象である商品及び役務の何れか又はすべてにつきライセンスすることができる（商標法 20 条）。

ライセンスを受けた使用権者は、一定の条件の下に第三者の商標権侵害に対して差し止め等の訴訟を提起することができるが、ライセンスが登録されるまでは、善意の第三者に対しては履行を強制できない（商標法 21 条 10 項）。

トルコは、マドリッド協定議定書共通規則 20 規則の 2(6)(b)の宣言をしていないので、国際登録における MM13（ライセンスの記録の申請）、MM14（ライセンスの記録の修正の請求書）、MM15（ライセンス記録の取消の請求書）様式による国際登録簿へのライセンスの登録は、トルコ国内において効力を有する。

### 3) 無効

---

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=designated>

<sup>46</sup> DERIS Law Firm ホームページ → PATENT/TRADEMARK/DESIGN → TRADEMARK IN TURKEY → FAQ <http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>

(a) 自己の利益を害される者<sup>47</sup>、国家の公訴官又は関係官庁は、裁判所に対して商標登録（国際登録の領域指定の保護）の無効を請求することができる（商標法43条）。

(b) 登録商標（国際登録の領域指定の保護）は、次に掲げる場合は(a)の無効請求訴訟において裁判所により無効を宣言される（商標法42条1項）。

ただし、商標が、登録対象の商品又は役務につき、登録に先立つ使用を通じて識別性を取得している場合は、(i)、(iii)、(iv)によっては無効とはならない（商標法42条2項）。

また、無効理由が、商品又は役務の一部にのみに係る場合は、当該商品又は役務についてのみ部分的無効が宣言される（商標法42条3項）。

(i) 登録商標が商標法7条の絶対的拒絶理由に該当する場合（商標法42条1項1号）

ただし、商標法7条1項2号の「同一又は同種の製品又は役務について出願日以前に登録され又は出願されている商標と識別できない商標（同一又は混同を生じる商標）」である場合には、悪意による場合を除き、先の商標権者は、後の商標登録の登録日から5年以内に裁判所に無効を請求しない場合は、無効とすることはできない。

(ii) 登録商標が、商標法8条の相対的拒絶理由に該当する場合（商標法42条1項2号）

ただし、商標法8条5項の「更新されていない商標の期間満了後2年以内に出願された、更新されていない商標と同一又は類似の商品及び役務を指定した同一又は類似の商標」の場合は、更新されていない先の商標権者が保護期間満了に続く2年間自己の商標を使用していなかった場合は無効とはしない。

(iii) 登録商標が、第14条に違反して、登録から5年以内に正当な理由なく使用されず、又は使用開始後5年以上使用が中止されている場合（商標法42条1項3号）

(ア) ただし、無効の請求の日から不使用の5年の期間の満了日までの間に商標権者が無効の請求が提起されることを知らずに登録商標を使用した場合は、無効の理由を構成しない。

商標権者が無効の請求が提起されることを知った上で登録商標を使用した場合は、無効の請求が裁判所に提起される前3ヵ月の間になされた使用とはみなされない。

(イ) 次に掲げる行為は、商標の使用を構成する（商標法14条）。

- ・ 登録商標の識別性に影響しない要素が異なる商標の使用
- ・ 専ら輸出目的の商品又はその包装上の商標の使用
- ・ 商標権者の承諾のある商標の使用
- ・ 商標を付した商品の輸入

<sup>47</sup> 特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国産業財産権制度・権利侵害ミニガイド→トルコ（制度）<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>

- (iv) 商標権者の行為を通じて商標が商品又は役務につき一般名称になった場合
  - (v) 商標権者又は商標権者により授権された者によりなされる使用の結果、登録対象の商品又は役務の性質、品質、生産場所及び原産地表示につき公衆に混同の虞がある場合
  - (vi) 団体商標又は保証商標が商標法59条に違反して使用される場合（当該団体商標又は保証商標の商標使用規則に違反して使用され、商標権者が裁判所が定めた期間内に是正しない場合）
- (c) 登録商標（国際登録の領域指定の保護）の無効は、遡及効を有する（商標法44条1項）ので、国際登録日（事後指定の場合は、事後指定日）に遡って無効となり、すべての第三者に対して無効を主張できる（商標法44条3項）。

ただし、商標権侵害に関する無効宣言前に確定した判決及び無効宣言前に締結され実行された契約には及ばない（契約に従って支払われた金銭の全部又は一部の払戻しは、衡平と認められる範囲で認められる（商標法44条2項））。

## (9) 異議

### 1) 第三者による意見表明

いかなる個人又は法人又は製造業者、生産者、役務の提供者、商社若しくは消費者を代表する団体は、国際登録の領域指定の出願公告後、当該国際登録の領域指定が、第7条に定める絶対的拒絶理由に該当する旨の意見をトルコ特許庁に提出することができる（商標法34条1項）。ただし、意見を提出した第三者は、トルコ特許庁における手続きの当事者となることはない（同条同項但書）。

### 2) 異議申立

(a) 国際登録の領域指定の出願公告後3カ月以内に、当該国際登録の領域指定が商標法7条の絶対的拒絶理由又は商標法8条の相対的拒絶理由に該当するとの理由により登録することができないとの理由、又は国際登録の領域指定は不正の目的（**bad faith**）でなされたものであるとの理由で、国際登録の領域指定の保護について、いかなる個人又は法人又は製造業者、生産者、役務の提供者、商社若しくは消費者を代表する団体も<sup>48</sup>、異議申立をすることができる（商標法35条1項）。

(i) 異議申立は、書面で提出するものとし、理由を記載しなければならない（商標法35条3項）。様式は商標規則で定められており、申立人の署名が必要である（商

---

<sup>48</sup> 無効訴訟（商標法43条）のような規定はない。The Official Trade/Service Mark Bulletin in Turkey . DERIS Law Firmホームページ→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ <http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>参照。なお、特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国産業財産権制度・権利侵害ミニガイド→トルコ（制度）<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>は、「利害関係者」とする。

標規則34条1項、改正前32条1項)。なお、理由の説明書は、上記期間内であれば、異議申立書提出とは別に提出することができる(商標規則36条1項)。

- (ii) トルコ特許庁は、1月以内に追加の事実、証拠及び書類の提出を請求することができる(商標法35条3項、商標規則34条1項、改正前32条1項)。

請求された追加の事実、証拠及び書類が、施行規則に規定の期間内に提出されない場合は、異議申立はなされなかったものとみなされる(商標法35条4項)。

- (iii) 異議理由が、商標法8条5項の「更新されていない商標の期間満了後2年以内に出願された、更新されていない商標と同一又は類似の商品及び役務を指定した同一又は類似の商標」の場合は、更新されていない先の商標権者が保護期間満了に続く2年間自己の商標を使用していなかった場合には異議申立は却下される(商標法35条2項)。

- (b) トルコ特許庁は、異議申立の審査中に、適切かつ必要な場合には、当事者に意見書を提出するよう請求することができ、提出された意見書及び答弁書は相手方当事者に送達する(商標法36条1項)。

トルコ特許庁は、適切とみなす場合は、和解に達するよう当事者を導くことができる(商標法36条2項)。

- (c) 異議申立が有効と認められた場合は、国際登録の領域指定の保護は拒絶される(商標規則34条2項)。国際登録の領域指定の保護が拒絶されたときは、トルコ特許庁は、商標公報に公告する(商標法33条2項)とともに、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する(商標規則32条、マドリッド協定議定書5条(2))。

- (d) トルコ特許庁は、異議申立が有効でないとする場合は異議申立を棄却する。国際登録の領域指定の指定商品又は役務の一部につき異議申立が有効と認められる場合は、当該商品又は役務について国際登録の領域指定の保護は拒絶される(商標法36条3項)。国際登録の領域指定に係る指定商品又は役務の一部について保護が拒絶される場合には、商標公報に公告されると考えられる(商標法33条2項、商標規則13条2項)。

- (e) 異議手続において、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、トルコ特許庁は、その旨国際事務局に通知する(共通規則18規則の3(2)、(3))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則18規則の3(5))。

- (f) 異議決定については上訴が可能である(商標法47条、商標規則35条、改正前33条)。

## (10) 上訴

- 1) トルコ特許庁の決定に対する不服申立

- (a) トルコ特許庁による決定に対しては、不服申立することができる(商標法47条1

項、商標規則35条1項)。中間決定に対して不服申立がなされる場合は、最終決定時には別の不服申立が認容されるものとする(商標法47条2項)。

- (i) 国際登録の領域指定の保護の全部又は一部の暫定的拒絶の通報(トルコ特許庁の審査による場合及び異議申立についての決定による場合を含む)及び最終的拒絶について、当該決定によって不利益を受ける国際登録の名義人は、不服申立をすることができる(商標法48条)。
  - (ii) 異議申立の全部又は一部が棄却された場合は、異議申立人は、手続に関するその他の関係者として、不服申立の当事者となることができる(同上)。
- (b) (不服申立の期限) 不服申立書は、トルコ特許庁からの決定の通知後(国際登録の領域指定の場合は、国際事務局からの共通規則18規則の3(2)の一部保護認容声明又は同規則(3)の全部拒絶確定声明の通知日から)2ヵ月以内に書面でトルコ特許庁に対して提出する(商標法49条、商標規則35条)。
- (i) 不服申立手数料は、審査されるべき不服申立書の提出時に支払わなければならない(商標法49条)。申立書には、不服申立手数料の領収書の原本を添付する(商標規則36条2項)。  
不服申立をするために納付された手数料は、不服申立が認められたときは、商標登録及び登録証交付に係る手数料から控除するものとする(商標規則39条)とされているが、国際登録の領域指定の場合には、返却されるかどうか不明である。
  - (ii) 不服申立の理由は、トルコ特許庁からの決定通知後(国際登録の領域指定の場合は、国際事務局からの共通規則18規則の3(2)の一部保護認容声明又は同規則(3)の全部拒絶確定声明の通知日)2月以内に申立人が署名した陳述書により提出されなければならない(商標法49条、商標規則36条1項)。不服申立理由陳述書が当該期間内に提出されない場合は、不服申立は提出されなかったものとみなされる(同上)。
  - (iii) 代理人を選任しているときは、委任状を添付しなければならない(商標規則36条2項)。国際登録の名義人は、トルコ国内に居住していないので、必ずトルコ特許庁に登録されたトルコ国内に居住する商標代理人を通じて手続きしなければならない(商標法80条)。
  - (iv) 書類の不備は、提出期限内であれば随時是正できる。必要書類が提出された時に、手続きが開始される(商標規則36条3項)。
- (c) (決定の更正) トルコ特許庁の関係部署は、不服申立が根拠のあるものと認める場合は、トルコ特許庁の決定を更正することができる(商標法50条1項、商標規則37条1項、改正前35条1項)。ただし、異議申立に基づくトルコ特許庁の決定に対する不服申立については更生することはできない(商標法50条1項)。トルコ特許庁の関係部署は、当該決定を更生しない場合には、当該不服申立を、その実体

的内容についての意見を述べることなく再審査評価委員会に転送するものとする（商標法50条2項、商標規則37条2項、改正前35条2項）。

- (d) （再審査評価委員会）再審査評価委員会は、不服申立を受理した場合は、不服申立の審査を行う（商標法51条1項、商標規則38条1項、改正前36条1項）。
    - (i) 再審査評価委員会は、施行規則に規定の期間内に、他の当事者の意見又は関係機関の意見に係る意見書を提出するよう当事者を促さなければならない（商標法51条2項）。施行規則に定める期間は、1ヵ月である（商標規則38条2項、改正前36条2項）。
    - (ii) 審査後、再審査評価委員会は、その決定を交付する（商標法52条）。
  - (e) トルコ特許庁から暫定的拒絶の通報が発行された後に、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、トルコ特許庁は、その旨国際事務局に通知する（共通規則18規則の3(2)、(3)）。当該通知が異議申立に対する決定又は最終的拒絶等により行われている場合において、トルコ特許庁は、更なる決定が標章の保護に影響を与える場合には、その決定について確認できる範囲で、当該締約国においてその標章が保護される商品及び役務を表示した更なる声明を国際事務局に送付する（共通規則18規則の3(4)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則18規則の3(5)）。
- 2) 再審査評価委員会の最終決定に対する不服は、当該決定の通知後2月以内に管轄裁判所に対して提訴することができる（商標法53条）。

## (1 1) 権利行使

### ① 権利の発生時期、条件

- 1) 国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日）から、国内の登録商標と同一の効力を有し、国際登録の領域指定については、商標法が準用される（マドリッド協定議定書 4 条(1)(a)、商標法 4 条、商標規則 32 条）。

国内出願の場合は、商標による保護は登録により取得され（商標法 6 条）、第三者への効力は、商標登録の公告日から生じる（商標法 9 条 3 項）。国際登録については、国際登録の領域指定の保護の確定が商標公報に公告されたときから生じると考えられる。

なお、商標が登録された場合には、商標登録出願の公告日以後の使用について補償金を請求することができる（商標法 9 条 3 項）。

- 2) 登録商標についての排他権は、当該登録商標の所有者のみに帰属する。商標権者は、自己の承諾なく第三者が次に掲げる事項をなすことを差止める権利を有する（商標法9条1項）。

- (a) 登録商標の指定商品及び役務と同一の商品及び役務について、登録商標と同一の標章の使用
  - (b) 登録商標と同一又は類似する標章の指定商品若しくは役務と同一又は類似する商品又は役務への使用により、公衆が混同するおそれのある場合。混同には標章による登録商標の連想を含む。
  - (c) 登録商標の指定商品又は役務とは異なる商品又は役務に登録商標と同一又は類似の標章を使用する場合で、正当な理由のない当該標章の使用が、登録商標の識別性若しくは名声を不当に利用するか又は害する場合。
- 3) 差止対象となる行為は次のような行為である（商標法9条2項）。
- (a) 標章を商品又はその包装に付すること
  - (b) 標章の下に商品の販売を申し出、市場に流通させ、もしくはそれらの目的で保管し、又は標章の下に役務の提供を申し出、若しくは提供すること
  - (c) 標章を付した商品を税関の許可を受けた保税地域に搬入すること及び当該地域において加工又は使用すること
  - (d) 標章を商業書類又は広告に使用すること
  - (e) 標章を使用する権限又は正当な理由なくして、同一又は類似の標章を、商業目的で、インターネットにおいて、ドメイン・ネーム、ルーター・コード、キーワードその他類似の方法で使用すること
- 4) （辞書及び参考書における商標の複製）商標が、辞書、百科事典又は同様の参考図書において複製される場合であって、当該商標が登録されていることに言及がないため、当該商標の登録対象である商品及び役務の一般名称であるとの印象を与える場合は、出版社は、商標権者の請求があれば、その欠陥を次号の刊行で補正しなければならない（商標法10条）。
- 5) （代理人又は代表者の名義で登録された商標の使用の禁止）商標が、商標所有者の同意なくして、商標所有者の代理人又は代表者が登録を受けた場合には、代理人又は代表者が正当な理由を有しない限り、商標所有者は、その使用を禁止することができる（商標法11条）。なお、この場合には、登録前に異議申立をすることができれば、登録にはならない。
- 6) （登録商標の効力に係る制限）商標権者は、第三者が自己の名称若しくは住所、商品生産若しくは役務提供の種類、品質、数量、用途、価額、原産地若しくは生産月日又はその他の商品及び役務の特徴に係る情報を業務上使用することを禁止することはできない（商標法12条）。ただし、当該使用が商工業界の適正慣行に則してな

されていることを要する。

- 7) (権利の消尽) 登録商標を付した製品が商標権者により又は商標権者の同意を得てトルコにおいて市場に提供された後に発生する行為は、当該登録商標の権利の違反を構成しない(商標法13条1項)。

ただし、当該商品の更なる商業利用、特に商品が市場に提供された後に商品の状態が著しく変更され又は損なわれている場合は、使用を禁止することができる(商標法13条2項)。

## ② 侵害訴訟の提起(差止請求・損害賠償)

- 1) 次の行為は、商標権の侵害とみなされる(商標法61条<sup>49</sup>)。

- (a) 商標権者の同意なく、(11)2)(a)、(b)、(c)の商標を使用すること
- (b) 商標権者の同意なく、登録商標と識別できない商標(同一又は混同を生じる商標)を使用すること。
- (c) 登録商標と識別できない商標(同一又は混同を生じる商標)を使用した、違法であると認識され又は認識されるべき模倣品を販売し、商業的使用又は輸入に供し、又は税関の許可を受けた保税地域に搬入すること及び当該地域において加工又は使用すること
- (d) (商標権者の)同意なく、ライセンス契約により取得された権利を第三者に移転し、又は利用させること

## 2) 刑事罰

- (a) 刑事罰の対象は次のとおりである<sup>50</sup>。

- (i) 他人の商標を使用して混同を生じさせることにより当該商標権を侵害するような方法で、商品又は役務を生産し、提供し、又は販売する者は、20,000ドル<sup>51</sup>以下の罰金及び1年以上3年以内の懲役刑が併科される(商標法61/A条1項)。

- (ii) 権限なく、商品又はその包装の登録商標を除去した者は、5,000ドル以下の罰

<sup>49</sup> WIPOホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Turkey

商標法 Laws →Main IP Laws: enacted by the Legislature→Law No. 5833 on Changes to the Decree Law on Protection of Trademarks(January 21, 2009)

[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=249413](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=249413) 改正部分のみ。

<sup>50</sup> WIPOホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Turkey

商標法 Laws →Main IP Laws: enacted by the Legislature→Law No. 5833 on Changes to the Decree Law on Protection of Trademarks(January 21, 2009)

[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=249413](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=249413) 改正部分のみ。

なお、改正の経緯及び改正前の刑事訴追についての問題については、特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国産業財産権制度・権利侵害ミニガイド→トルコ(侵害)

<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/TURKEY.html> を参照。

<sup>51</sup> マークアイ 2009年のIPニュース(2009年10月13日号)

<http://www.trademark.jp/ipnews/2009/1013.html>

金及び1年以上3年以内の懲役刑が併科される（商標法61/A条2項）。

- (iii) 権限なく、他人の商標権を販売し、移転し、賃貸し又は担保に供した者は、5,000ドル以下の罰金及び2年以上4年以下の懲役刑が併科される（商標法61/A条3項）。
- (b) 法人の行為については、特別の制裁措置が命じられる（商標法61/A条4項）。
- (c) 商標はトルコにおいて登録されていなければならない（商標法61/A条5項）。国際登録の領域指定の保護が確定している場合は、国際登録の領域指定は登録されている場合と同一の効力を有している。
- (d) 商標権侵害に関する刑事手続は、告訴により開始される（商標法61/A条6項）。
- (e) 他人の商標権を侵害して商品を市場に提供し又は販売した者が、侵害品が発出された港等の場所を通知し、製造者を開示し、又は製造された商品が差し押さえられた場合、刑事罰が科されることはない（商標法61/A条7項）。

### 3) 商標権者による民事訴訟

- (a) 権利が侵害された商標権者は、特に次に掲げる救済を裁判所に申請することができる（商標法62条）。
  - (i) 侵害行為の停止
  - (ii) 侵害により生じた損害を補償する賠償
  - (iii) 重大な刑事犯罪となる商標権侵害の手段となった商品及び当該商品の生産に使用された機械設備の没収
  - (iv) 没収された商標権侵害商品の所有権の取得
    - この場合は、当該商品の価額は、認定された損害賠償額から控除されるものとし、当該商品の価額が、認定された損害賠償額を上回る場合には、商標権者は、差額を侵害者に支払わなければならない。
  - (v) 商品若しくは媒体に付された商標の削除、又は侵害行為防止のために必須ならば、没収された商品若しくは媒体の廃棄その他権利侵害の継続防止のための強制執行手段。
  - (vi) 裁判所判決の公衆及び関係者への公告
    - 費用は侵害者の負担である。

### (b) 管轄裁判所

法務省により設立される特別裁判所は、商標法に規定するすべての訴訟行為及び申立てに係る管轄権を有する（商標法71条1項）。特別裁判所は、商標法に基づくトルコ特許庁の決定に対する提訴に係る管轄権及びトルコ特許庁の決定により不利益を受けた第三者によるトルコ特許庁に対する提訴に係る管轄権を有する（商標法71条3項）。

裁判官公訴官高等会議が、第1審商事裁判所及び第1審刑事裁判所の何れが特

別裁判所として任命されるべきかを決定するものとし、法務省の請求により各々の管轄権を規定する（商標法71条2項）。

上記法令及び法律の規定に従って、知的財産特別民事及び刑事裁判所が、知的財産に関する執行を含む一切の問題を審理するため、イスタンブール、アンカラ及びイズミルという都市に設置されている。トルコのその他の都市では、各都市における第三民事及び刑事裁判所が、知的財産に関する執行を含む一切の問題についての特別裁判所の役割を果たすよう定められている<sup>52</sup>。

(c) 損害賠償

(i) 損害賠償請求（商標法64条）

(ア) 登録商標を模倣して製造した製品を、商標権者の承諾なく、加工し、販売し、流通させ若しくは商用に供し、又は輸入し、又はそれらの目的で保有する者は、当該違法な行為により生じた損害を賠償する責任を負う。

(イ) 商標権者から侵害の通知を受け、侵害行為その他の不正使用を中止するよう請求されたにもかかわらず、いかなる態様であれ模倣された商標の使用を行う者は、それにより生じた損害を賠償する責任を負う。

(ウ) 商標権者は、自己に対して損害賠償金を支払った商標権侵害者により販売に供された商品を使用した者に対しては、損害賠償請求等の訴訟を提起することができない（商標法69条）。

ただし、当該商品の使用者に不正の意図がある場合は適用しない（同上）。

(ii) （損害額算定のための書類提出命令）商標権者は、商標権侵害による損害額の算定のために、無断の商標使用に係る書類を侵害当事者に請求することができる（商標法65条）。

---

<sup>52</sup> 特許庁ホームページ→外国知的財産権情報→外国産業財産権制度・権利侵害ミニガイド→トルコ（侵害）<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/TURKEY.html>

ただし、

DERIS Law Firm ホームページ→PATENT/TRADEMARK/DESIGN→TRADEMARK IN TURKEY→FAQ <http://www.deris.com.tr/faqs-for-trademark-in-turkey.aspx>

では、上記特別裁判所の管轄外の地域における民事訴訟は、当該地域の管轄権を有する裁判所に配分されていると記載されている。もし、そうであれば、その場合は、商標法63条の規定に従い、次のようになると考えられる。

(i) 商標権者による第三者に対する民事訴訟の提起に係る管轄裁判所は、原告の住所地、行為地、又は結果発生地を裁判所とする。

原告が、トルコ国民でない場合は、管轄裁判所は、国内登録簿に掲載された商標代理人の住所地、商標代理人の登録が取り消されている場合は、トルコ特許庁所在地を管轄する裁判所とする。

国際登録の領域指定に基づく侵害訴訟の提起は、商標代理人を選任していない限り、トルコ特許庁所在地を管轄する裁判所となる。

(ii) 第三者による商標権者に対する訴訟提起についての管轄裁判所は、被告の住所地の裁判所とする。出願人又は商標権者がトルコに居住しない場合は、(i)第二段落と同じく、登録された商標代理人の住所地又はトルコ特許庁の所在地を管轄する裁判所である。

(iii) 複数の管轄裁判所がある場合は、手続が最初に提起される裁判所が当該管轄裁判所とする。

(iii) (逸失利益)

(ア) 商標権者が受けた損害額には、商標権侵害による実際の損失だけでなく逸失利益も含む(商標法66条1項)。

(イ) 逸失利益は、損害を受けた商標権者の選択により、次に掲げる基準の1つに従って算出される(商標法66条2項)。

- ・ 侵害者による競合がなかったならば商標権者が実現し得た利益
- ・ 商標使用によって侵害者が実際に獲得した利益
- ・ 商標権の侵害者が合法的なライセンス契約により商標を利用していたならば支払われたであろうライセンス料

(ウ) 逸失利益の計算、特に商標の経済的価値を算定するにあたっては、残存する保護期間、存続中のライセンス契約の件数その他同様の要素を考慮する(商標法66条3項)。

(エ) 裁判所は、裁判所の所見において、商標が製品の経済価値へ大いに貢献するものであれば、上記(イ)に基づいて算定された逸失利益の額に相応の追加額を加算することができる(商標法67条)。

製品の経済価値への商標の貢献の評価は、製品に対する需要が大いに商標に負うものであることの証明に基づくものとする(同上)。

(iv) (信用の棄損) 商標権者は、侵害者が標識の名声を害する不適切な商標使用をなしたことにより受けた損害につき、増額賠償を請求することができる(商標法68条)。

(d) (時効) 契約義務法の期限に係る規定は、商標権の侵害に対する訴訟についての期限に適用する(商標法70条)。契約義務法の規定は不明である。

(e) (裁判所決定の公告) 裁判所の判決が確定した場合には、勝訴者は、日刊紙、ラジオ又はテレビその他の伝達媒体で、当該最終判決の全文又は要約を、相手方の費用で、公告することを請求することができる(商標法72条1項)。

当該公告の内容及び範囲は、判決において特定される(商標法72条2項)。

当該公告の権利は、判決が最終となった後3月以内に行使されない場合は無効となる(商標72条2項)。

4) 使用権者による訴訟

(a) 商標権の侵害発生の場合、契約に別段の規定がなければ、排他的使用権者は、本法により商標権者が行使可能とされているすべての手続を当該人自身の名義で提起することができる(商標法73条1項)。

(b) 非排他的使用権者は、商標権侵害についての法律手続を提起する権利を有さない(商標法73条1項)。

(i) 非排他的使用権者は、侵害発生の場合、必要となる手続を提起するよう商標

権者に対して公証人を通じ通知を発することができる（商標法73条2項）。

- (ii) 商標権者が、侵害に対する法的手続の提起を拒絶し、又は当該通知の受領後3月以内に当該法的手続きをしない場合は、非排他的使用権者は、当該法的手続を提起する権利を有する（商標法73条3項）。

手続を提起した使用権者は、手続が提起された旨を商標権者に通知しなければならない（商標法73条5項）。

- (iii) 時の経過にも拘らず存続するような重大な損害を受けた場合は、使用権者は、差止命令を裁判所に申請することができる（商標法73条4項）。

## 5) 非侵害確認訴訟

- (a) 利害関係人は、非侵害確認の判決を取得するために商標権者に対して訴訟を提起することができる（商標法74条1項）。

- (i) 訴訟の提起に先立ち、商標権者宛に通知が公証人を通じて送達されるものとし、当該利害関係人によりトルコにおいて生産中又は生産予定の商品に使用される商標が当該商標権を侵害するか否かにつき商標権者が見解を表明できるようにしなければならない（商標法74条2項）。

- (ii) 商標権者がかかる通知の受領後1月以内に応答しない場合、又は応答の内容が当該利害関係者が受け入れられるものでないと判断した場合は、当該利害関係者は、訴訟を提起する権利を有する（商標法74条3項）。

- (iii) 訴訟の提起は、登録されているすべての商標権者に伝達される（商標法74条5項）。

- (b) 商標権に関して侵害訴訟を提起されている者は、非侵害確認訴訟を提起することはできない（商標法74条4項）。

- (c) 非侵害確認訴訟は、無効訴訟と合わせて提起することもできる（商標法74条6項）。

- 6) （証拠保全の手続）商標権侵害に関連して訴訟を提起する法的権利を有する者は、商標権侵害の証拠を特定し保全することを裁判所に請求することができる（商標法75条）。

証拠保全の手続きについては、民事訴訟法の規定に従う（商標法78条）。

## 7) （仮処分）

- (a) 商標権侵害に関連して訴訟を提起する法的権利を有する者は、侵害を構成すると考えられる商標の実際の使用行為若しくはかかる使用の相当な準備の存在を証明することにより、侵害予防の仮処分を申請することができる（商標法76条1項）。

仮処分の申請は、本案訴訟の提起前、提起と同時に又は提起後に提出することができる

でき、本案とは別に審理される（商標法76条2項）。

仮処分の手続きについては、民事訴訟法の規定に従う（商標法78条）。

- (b) 仮処分の内容は、本案判決によって命じることができるものでなければならず、次のようなものを含む（商標法77条）。
  - (i) 原告の商標権を侵害する行為の停止
  - (ii) 税関、自由港又は自由貿易地域を含むトルコ国境での商標権を侵害している生産品又は輸入品の差押及び保管
  - (iii) 損害賠償支払いのための担保の提供

- 8) （税関での差押）税関は、輸出又は輸入されようとしている商標権侵害品を、保全処分により差し押さえなければならない（商標法79条1項）。

差押手続は、当該目的のための立法により規定される（商標法79条2項）。

税関庁により適用される差押処分は、当該差押処分後 10 日以内に、訴訟を特別裁判所に対して提起せず、又は差止命令を裁判所から取得できなければ、効力を失う（商標法 79 条 3 項）。

## (1 2) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

- 1) セントラルアタック等により国内出願に変更した際の取扱い

商標法には特段の規定はない。マドリッド協定議定書第 9 条の 5 に従って、国内出願への転換が認められると考えられる（商標法 4 条）。転換請求の際には、150 トルコ・リラの手数料の支払いが必要である<sup>53</sup>。

セントラルアタックにより国際登録の転換請求がされた場合、取り消された国際登録が持つ優先日等は、転換出願にもそのまま承継される（議定書第 9 条の 5）。

- 2) 代替の取扱い

- (a) 商標法に特段の規定はない。ただし、代替の国内登録簿への注記は、名義人の申請により行われ、150 トルコ・リラの手数料の支払いが必要である<sup>54</sup>。(b) 2007 年に国際事務局が行ったアンケート調査に対するトルコ特許庁の回答によると、
  - (i) 代替の申請について規定する法令はないが、トルコ特許庁の慣行からなる手続

<sup>53</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→Miscellaneous  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=misc>

<sup>54</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Turkey→Miscellaneous  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=misc>

きがある。

- (ii) 代替の効力は、トルコ特許庁が国際登録の領域指定について保護認容声明を発行したときに、国際登録日又は事後指定日に遡って生じるので、国内登録簿への国際登録の注記の申請は、当該声明が発行された後でないと受理されない。
- (iii) 代替の申請には、国際登録の領域指定がトルコでの保護を指定していること、国内登録と国際登録の名義人が同一であること、国内登録の指定商品又は役務の全てが自国指定の国際登録の領域指定に含まれていること、自国への国際登録の領域指定が国内登録よりも後で効力を生じたこと、手数料が支払われること、が必要である。
- (iv) 国内登録と国際登録の併存が認められる。
- (v) 先の国内登録を代替した国際登録がセントラルアタックにより取り消され、当該国際登録について転換請求（議定書第9条の5）がされた場合、転換請求には、代替された先の国内登録の権利（例：優先日）が承継される。ということである。

### 3) 使用許諾（ライセンス）

登録商標の権利は、登録対象である商品及び役務の何れか又はすべてにつきライセンスすることができる（商標法20条）。

ライセンスを受けた使用権者は、一定の条件の下に第三者の商標権侵害に対して差し止め等の訴訟を提起することができる<sup>55</sup>が、ライセンスが登録されるまでは、善意の第三者に対しては履行を強制できない（商標法21条10項）。

トルコは、マドリッド協定議定書20条の2(6)(b)の宣言をしていないので、国際登録におけるMM13（ライセンスの記録の申請）、MM14（ライセンスの記録の修正の請求書）、MM15（ライセンス記録の取消の請求書）様式による国際登録簿へのライセンスの登録は、トルコ国内において効力を有する。

#### (13) 議定書に関する宣言

トルコは、次の宣言を行なっている<sup>56</sup>。

- 1) 暫定的拒絶の通報の送付期間を、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した日から18カ月に延長するマドリッド協定議定書5条(2)(b)の宣言
- 2) 18カ月の期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行なわれる可能性がある

<sup>55</sup> 本書（11）権利行使②侵害訴訟の提起（差し止め請求・損害賠償）4）使用権者による訴訟参照。

<sup>56</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations  
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

ことを通報できるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言

3) 個別手数料を賦課するマドリッド協定議定書 8 条(7)(a)の宣言

4) マドリッド協定議定書がトルコにおいて効力を発効する日（1999 年 1 月 1 日）以前にマドリッド協定議定書に基づいて登録された国際登録についての事後指定を認めないマドリッド協定議定書 14 条(5)の宣言

(14) トルコに特徴的な制度

特にない。

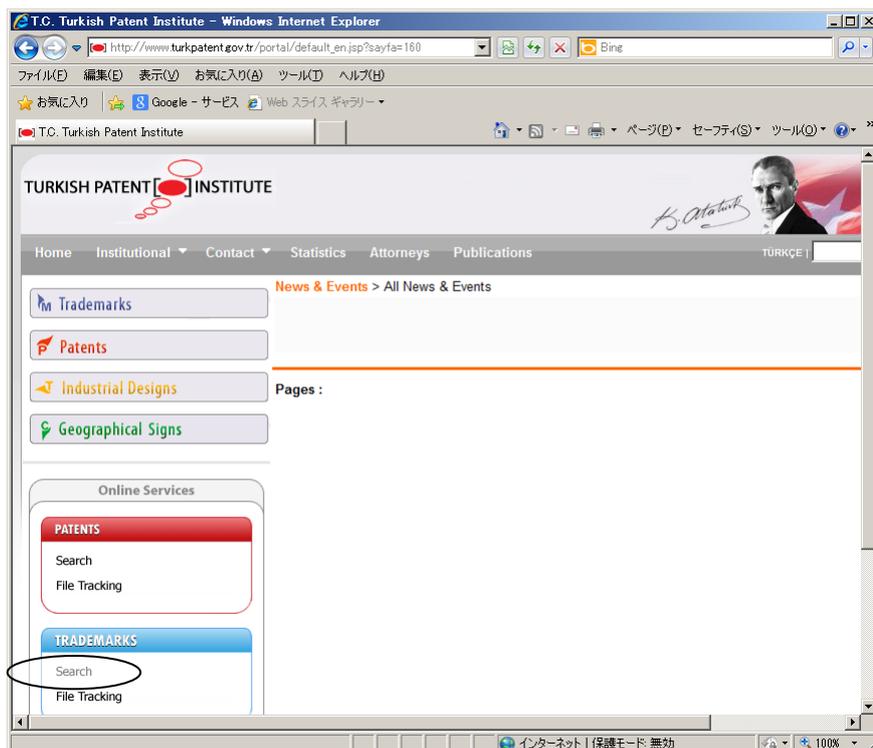
## (15) トルコ特許庁ウェブサイト等から入手可能な情報

### ① トルコ商標検索システム

参照アドレス：[http://www.turkpatent.gov.tr/portal/default\\_en.jsp](http://www.turkpatent.gov.tr/portal/default_en.jsp)

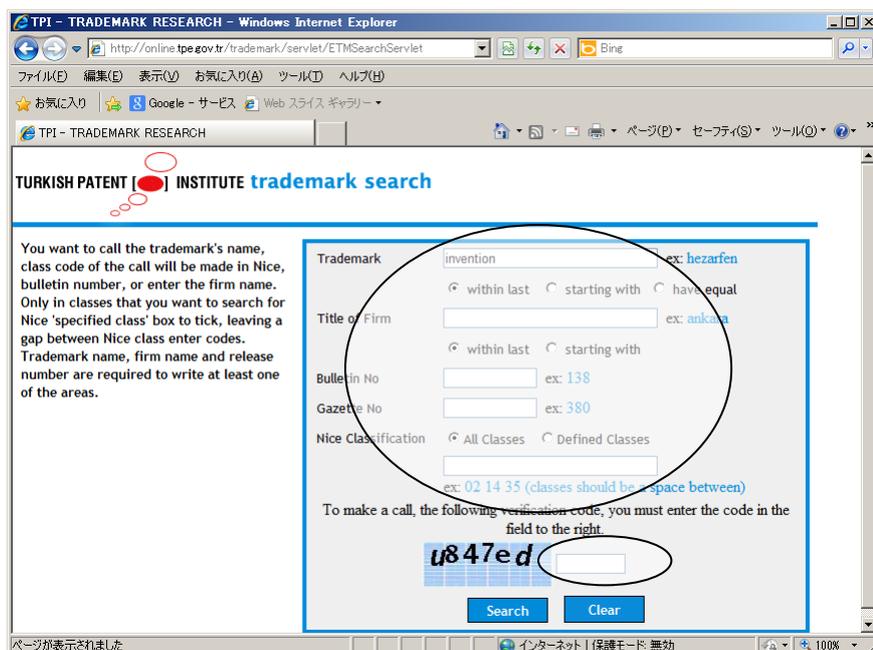
(<http://www.turkpatent.gov.tr/portal/default.jsp>の英語のページ)

検索手順：



手順 1：

トルコ特許庁（英語版）のトップページの「Trademarks」欄の「Search」をクリック

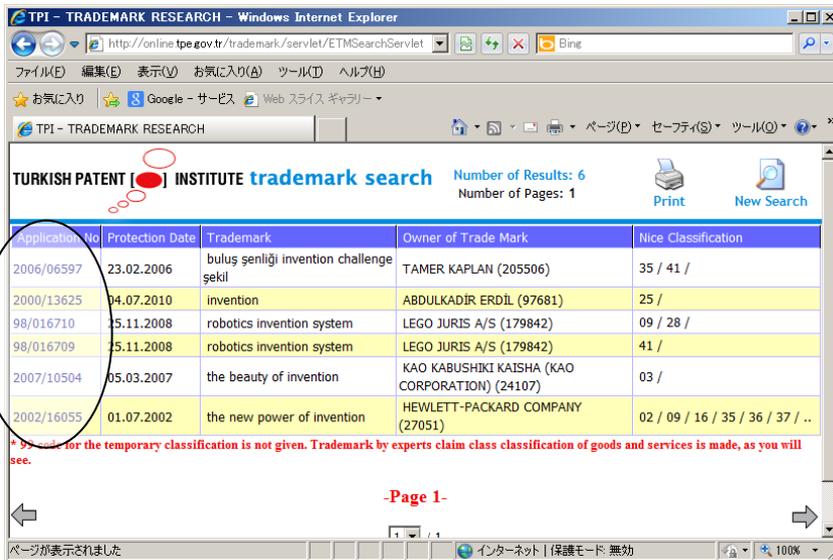


手順 2：

検索語入力欄のページ

- ① Trademark: 商標名
- ② Title of Firm: 出願名義人
- ③ Gazette No: 商標公報番号
- ④ Nice Classification: ニース分類等の入力が可能

ここでは、商標名に「invention」を入力した後、証明コードを入力し、Search をクリック



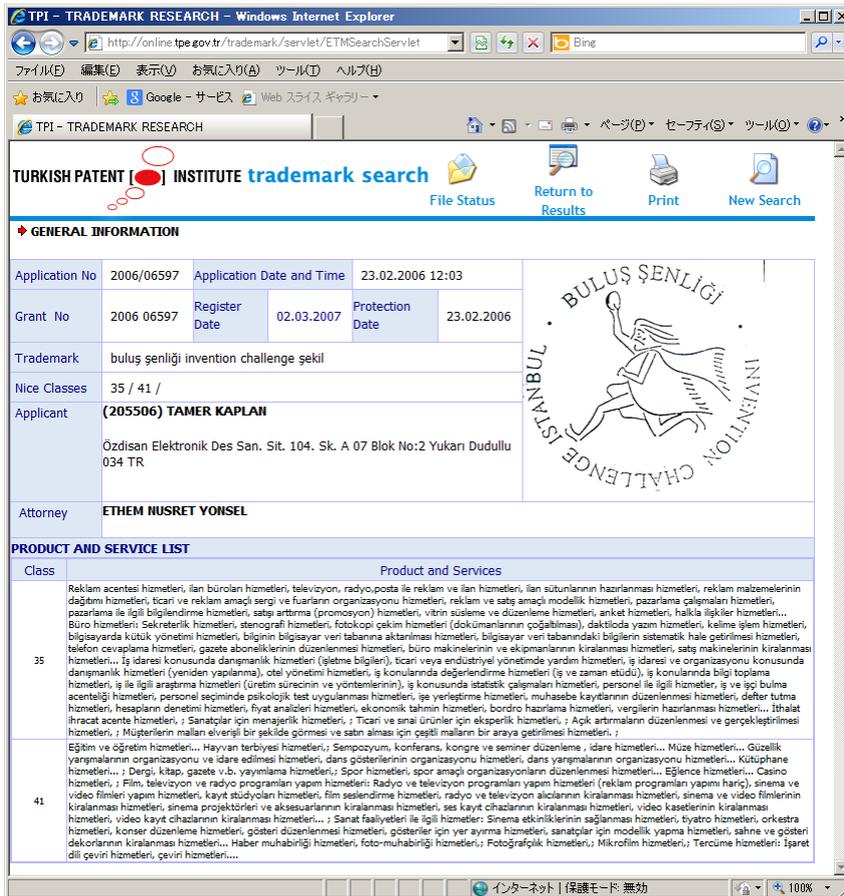
手順 3 :

検索結果リスト画面

以下の項目が表示される。

- Application No:出願番号
- Protection Date:保護開始日
- Trademark:商標名
- Owner of Trade Mark:名義人
- Nice Classification:  
ニース分類

Application No. (出願番号) をクリックすると、詳細情報が表示される。



手順 4 :

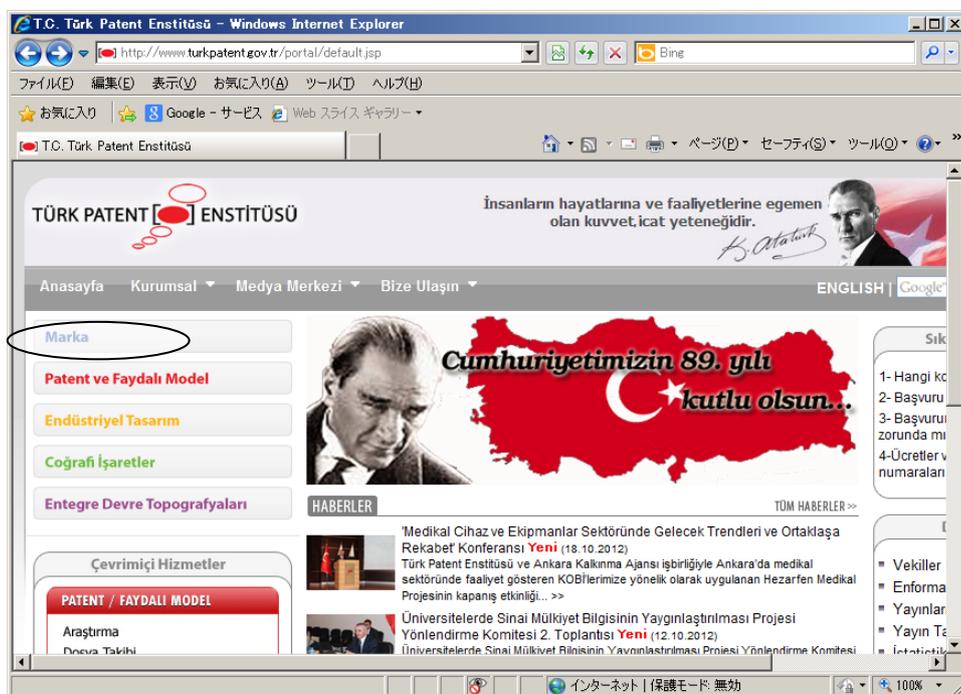
各商標の詳細情報の表示のページ  
以下の情報が記載されている。

- Application No 出願番号
- Application Date and Time:  
出願日時
- Grant No:登録番号
- Register Date:登録日
- Protection Date:保護開始日
- Trademark:商標名
- Nice Classes:ニース分類
- Applicant:名義人の名称と住所
- Attorney:代理人名称
- Product and Service:商品・役務

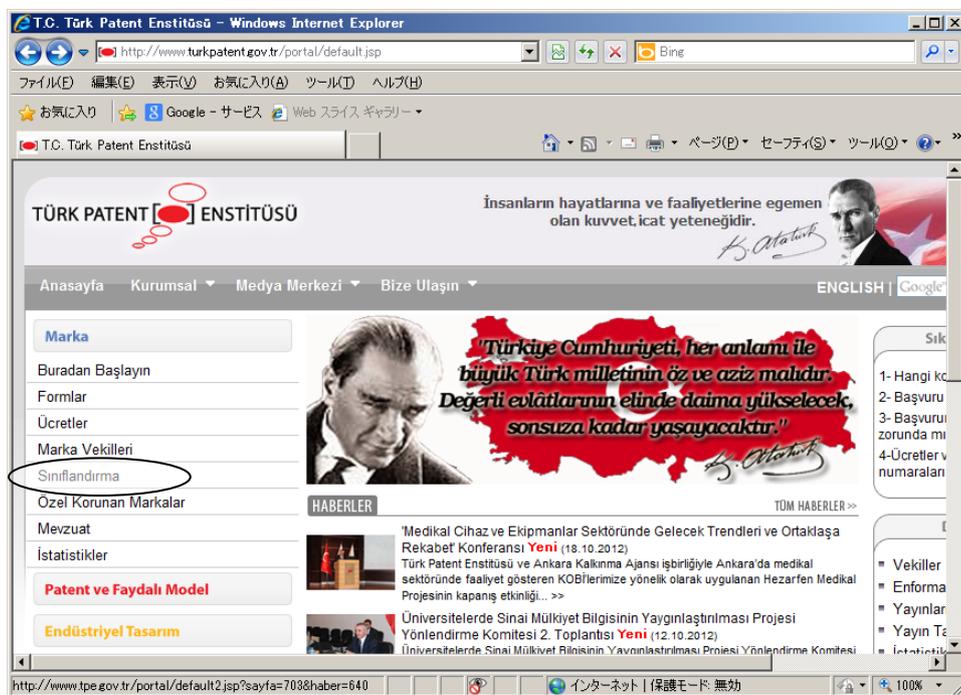
②トルコにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス：<http://www.turkpatent.gov.tr/portal/default.jsp>（トルコ語のページ）

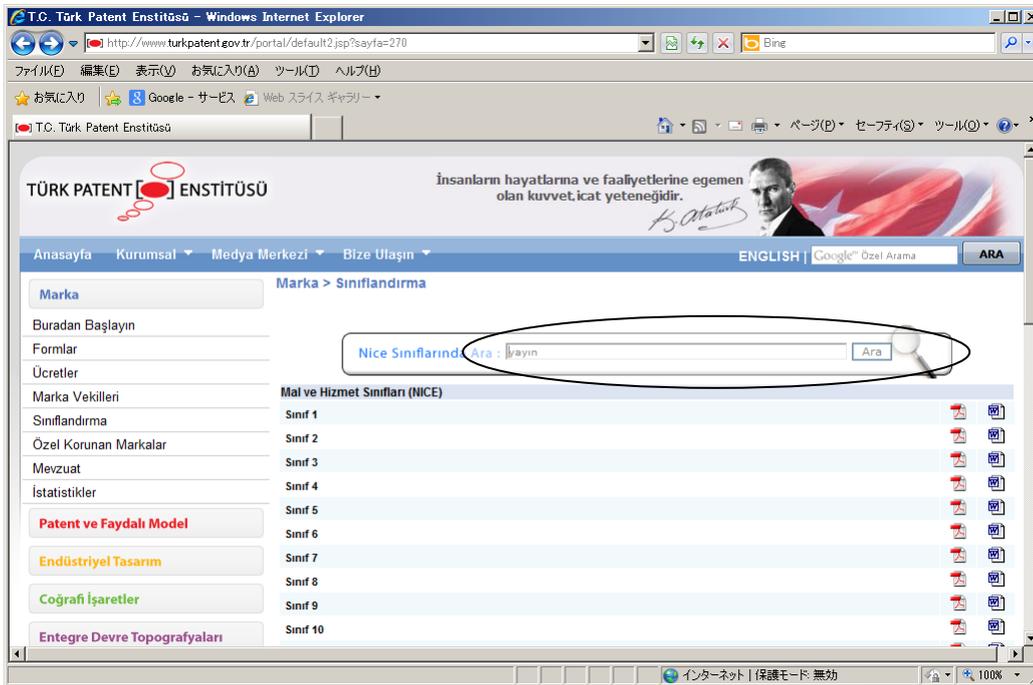
検索手順：



手順 1：  
トルコ特許庁のトップページ  
左側メニューにある「Marka  
(商標)」をクリック



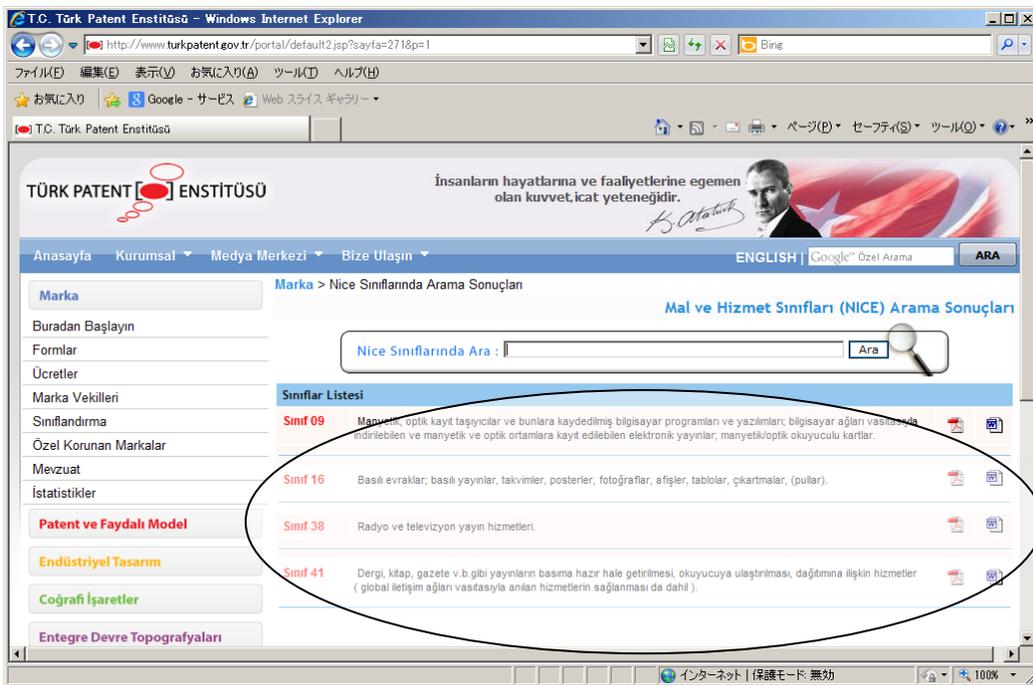
手順 2：  
「Marka」のサブメニュー  
が表示される。  
この中の「Sınıflandırma  
(分類)」をクリック



手順 3 :  
トルコ語による検索語入力  
欄のページ

「yayın (publication)」と  
入力し、検索

入力欄の下部には、分類番  
号とその内容を記述する。  
PDF 及び Word 文書がある。



手順 4 :  
検索結果

関連する分類番号とその  
内容が表示される。  
詳細内容は、PDF 及び  
Word 文書に示される。